



2020年9月30日

各 位

会 社 名 株式会社キリン堂ホールディングス
代表者名 代表取締役社長執行役員 寺西 豊彦
(コード：3194、東証第一部)
問合せ先 執行役員・経営企画部長 小林 剛久
(TEL . 06 - 6394 - 0100)

(訂正) MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせの一部訂正について

当社が2020年9月10日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(2020年9月11日付で公表いたしました「(訂正)MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせの一部訂正について」を含みます。)について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

【修正前】

< 前略 >

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主(当社を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当社の株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、当社株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主(当社を除きます。)の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、本株式併合の効力発生前において、公開買付者、寺西忠幸氏及び不応募合意株主以外に、これらの株主がそれぞれ所有する当社株式の数のうち最も少ない数以上の当社株式を所有する当社の株主が存在することを可及的に避け、本スクイズアウト手続の安定性を高めるため、寺西忠幸氏及び康有の一方又は双方がその所有する当社株式を寺西豊彦氏に対して貸し付ける(貸株料等の条件は未定とのことです。)可能性があるとのことです。この本株式併合に関する具体的な手続については、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

< 後略 >

【修正後】

<前略>

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当社の株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、当社株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、本株式併合の効力発生前において、公開買付者、寺西忠幸氏及び不応募合意株主以外に、これらの株主がそれぞれ所有する当社株式の数のうち最も少ない数以上の当社株式を所有する当社の株主が存在することを可及的に避け、本スクイズアウト手続の安定性を高めるため、寺西忠幸氏及び康有の一方又は双方がその所有する当社株式を寺西豊彦氏に対して貸し付ける（貸株料等の条件は未定とのことですが、仮に貸株料が有償となった場合でも、本株式貸借（下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本不応募契約（寺西豊彦氏）」の「貸株に関する合意」において定義いたします。）は、貸株料等の条件を定める各株式貸借契約を締結する日以前1年以上継続して法27条の2第7項第1号に定める形式的特別関係者の関係にある者との間で行われることが想定されているため、法27条の2第1項ただし書に定める「適用除外買付け等」に該当することになるとのことです。）可能性があるとのことです。この本株式併合に関する具体的な手続については、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

<後略>

4. 公開買付者と当社の株主・取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
(2) 本不応募契約（寺西豊彦氏）

貸株に関する合意

【修正前】

寺西豊彦氏は、本株式併合の効力発生日において、公開買付者、寺西豊彦氏及び寺西忠幸氏以外に、これらの株主がそれぞれ所有する当社株式の数のうち最も少ない数以上の当社株式を所有する当社の株主が存在することを可及的に避け、本スクイズアウト手続後において当社株式の直接又は間接的な保有を想定している寺西豊彦氏及び寺西忠幸氏が本スクイズアウト手続後も当社株式を継続して保有するために、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載した本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者の指示に従い、寺西忠幸氏及び康有との間で、当社株式についての消費貸借契約を締結し、寺西忠幸氏及び康有の所有する当社株式の全てを借り受ける（貸株料等の条件は未定とのことです。以下「本株式貸借」といいます。）ことを合意しているとのことです。ただし、寺西豊彦氏、寺西忠幸氏及び康有が所有する当社株式の合計数以上の当社株式を所有する株主（公開買付者を除く。）が本株式併合の効力発生日において存在することが見込まれる場合には、寺西豊彦氏は、各株式貸借契約を締結せず、本株式貸借を実行しないものとしているとのことです。

<後略>

【修正後】

寺西豊彦氏は、本株式併合の効力発生日において、公開買付者、寺西豊彦氏及び寺西忠幸氏以外に、これらの株主がそれぞれ所有する当社株式の数のうち最も少ない数以上の当社株式を所有する当社の株主が存在することを可及的に避け、本スクイズアウト手続後において当社株式の直接又は間接的な保有を想定している寺西豊彦氏及び寺西忠幸氏が本スクイズアウト手続後も当社株式を継続して保有するために、当社株式の上場廃止後、上記「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)いわゆる二段階買収に関する事項」に記載した本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者の指示に従い、寺西忠幸氏及び康有との間で、当社株式についての消費貸借契約を締結し、寺西忠幸氏及び康有の所有する当社株式の全てを借り受ける（以下「本株式貸借」といいます。なお、貸株料等の条件は未定とのことですが、仮に貸株料が有償となった場合でも、本株式貸借は、貸株料等の条件を定める各株式貸借契約を締結する日以前1年以上継続して法27条の2第7項第1号に定める形式的特別関係者の関係にある者との間で行われることが想定されているため、法27条の2第1項ただし書に定める「適用除外買付け等」に該当することになるとのことです。）ことを合意しているとのことです。ただし、寺西豊彦氏、寺西忠幸氏及び康有が所有する当社株式の合計数以上の当社株式を所有する株主（公開買付者を除く。）が本株式併合の効力発生日において存在することが見込まれる場合には、寺西豊彦氏は、各株式貸借契約を締結せず、本株式貸借を実行しないものとしているとのことです。

<後略>

以 上